

# 病院職員に対する懲戒処分について

## 1 事案概要

当院職員が令和6年10月27日施行の衆議院議員総選挙において公職選挙法（公務員の地位利用）の違反で同年12月6日に罰金20万円の略式命令を受け、下記のとおり処分を行いました。

## 2 当該行為者の処分について

- （1）被処分者 市立病院 技術職員 40歳代
- （2）処分年月日 令和7年3月25日（火）
- （3）処分の種類 戒告（懲戒処分）
- （4）根拠法令 地方公務員法第29条第1項第1号および第3号

## 3 監督者などの処分

- （1）被処分者 市立病院 副院長  
市立病院 事務局長  
市立病院 技術職員
- （2）処分年月日 令和7年3月25日（火）
- （3）処分の種類 口頭厳重注意（非懲戒処分）
- （4）処分理由 管理監督者として指導監督が不十分であったことなどによる。

## お詫び

今回の件では、市民の皆さまや関係各所に多大なご心配とご迷惑をおかけしましたこと、心よりお詫び申しあげます。職員への周知・教育をさらに徹底し、再発防止に努めてまいります。

令和7年3月25日  
病 院 長